

議案第九十八号

三朝町財政調整積立基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町財政調整積立基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年六月三十日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年六月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町財政調整積立基金条例の一部を改正する条例

三朝町財政調整積立基金条例（昭和四十五年三朝町条例第十六号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条中「二百万円以内」を「二百万円以上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年度から適用する。